

令和6年度外国人患者受入体制調整会議 開催概要

- 1 開催日時 令和6年10月29日(火) 午後2時～3時
- 2 開催方法 WEB (zoom meeting を使用)
- 3 出席者 28名 (事務局除く)
- 4 内容

報告事項

(1) 京都府における外国人患者受入の取組について

【健康福祉部】

○外国人患者受入体制整備等推進事業

【資料1-1】

<主な説明内容>

これまでの取組について

- ・平成30年度に外国人向けの医療ガイドブック(英・中・韓)を作成し、宿泊施設、旅行事業者、病院等の5,450か所に配布。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行による水際対策の緩和後、令和4年の外国人旅行客の入国再開を受け、ガイドブックを多言語化(10か国語対応)し、HPに掲載。
- ・厚生労働省HP「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」への医療機関の掲載(40医療機関)。

【商工労働観光部 観光室】

○観光入込客数及び訪日外客数について

【資料1-2】

<主な説明内容>

- ・令和5年の京都府観光入込客数(日本人含む)は、令和元年を上回る7,518万人。
- ・令和5年の外国人宿泊客数はコロナ前を100万人上回る545万人。
- ・令和6年9月の全国訪日外客数は287万人であり、8か月連続で同月過去最高を記録。
- ・一部の観光地に観光客が集中することで住民生活への影響(ごみのポイ捨て等)が生じている。関西観光本部等と連携しながら、マナー啓発に取り組んでいる。

(2) 各団体における取組について

○「外国人医療の課題等について」

【資料2-1】

一般社団法人京都府医師会 高階理事

<主な説明内容>

日本医師会の取組

- ・令和5年度より、MEDICAL PORTAL SITE(外国人向け医療ポータルサイト)を設置し、可能な限り多くの人々がアクセスできる体制を整備している。
- ・外国人医療対策委員会がコロナ禍以前より設置されている。コロナ後の人流再開を受けて、どのような医療提供体制を構築すべきか協議している。

在留外国人対応

- ・言葉の壁（症状が伝えられない等）が課題。医療現場では、通訳アプリの活用や通訳のできる家族等に同行いただく等の対応をしている。
- ・通訳アプリの活用について、現状では、人対人での対応に勝るものはない状況。
- ・家族等の通訳については、専門的な医療用語等を理解していないと正確に通訳いただくことは困難であり、病院での対応に苦慮している。
- ・外国人にとって、日本語は丁寧に話せば話すほどわかりにくくなる。医療の現場では丁寧に説明する必要があるものの、わかりやすい日本語を使うことが重要。
- ・他府県の事例として、愛知県ではあいち医療通訳システムを作成し、医療機関、行政、医師会等との協議の場を設け、通訳事業に関与している。

訪日外国人対応

- ・訪日中の外国人の怪我や病気に関して、未収金のあった病院には、平均 21 万円の未収金が発生している。他府県には、未収金を補助金により補填している事例もある。
- ・訪日外国人の旅行保険への加入率は約 73%。保険会社への保険金の請求事務等が煩雑であるため、医療機関では対応に苦慮している。
- ・クレジットカードやQRコード決済に関しても手数料が高額であり、経営面での負担が大きいことが想像される。

ワンストップ窓口

- ・医療機関向けのワンストップ窓口のあり方について検討が必要である。
- ・災害時の対応等を考慮し、二次医療圏や関西圏での設置についても検討の余地があるのでないか。

外国人受入コーディネーター

- ・厚生労働省が外国人受入コーディネーターの養成研修等を実施しているものの養成が進んでいない状況。

救急医療

- ・京都市消防局において救急ボイストラの活用、研修等に熱心に取り組んでいただいている。
- ・災害時における外国人の医療機関へ受入体制を構築していくべき。

○「武田病院における外国人患者受入に関する現状等について」

医療法人財団康生会 小幡部長、藤原次長

<主な説明内容>

- ・訪日外国人の増加と同じように、当院においても受診外国人件数は増加してきている。
- ・クレジットカードやQRコードの使用による高額な手数料や未収金に対する行政からの補助があれば非常に助かる。

○「日本語を介してのコミュニケーションが困難な方からの 119 番通報及び災害現場の対応について」 京都市消防局救急課 坂根課長 【資料 2-3】

<主な説明内容>

- ・ 119 番通報時には、5 か国語の通訳について 24 時間 365 日対応を行っている。
- ・ 救急事故現場においては、8 か国語対応のピクトグラムや救急ボイストラ（31 か国語対応の多言語翻訳アプリ）を使用している。

○「外国人患者に関する取組について」 【資料 2-4】

京都市観光協会 企画推進課 坂東課長

<主な説明内容>

- ・ 京都市と京都市観光協会において、外国人観光客向けHP「[Kyoto City Official Travel Guide](#)」を運営。
- ・ 当ページには、119 番通報の使い方の案内、救急病院のロケーションや電話番号、外国語が通じる施設一覧（病院、歯科診療所）等を掲載しており、外国人観光客の円滑な医療機関での受診等を支援している。

○「厚生労働省委託事業について」

メディフォン株式会社

<主な説明内容>

- ・ 出入国在留管理庁において、在留外国人が抱える医療に関する課題等に関するアンケート調査を実施。在留外国人からは、医師に症状が伝わらない、自分が理解できるようにしっかり説明してほしい、難病に関する補助制度について知りたい、医療機関を受診することが難しい等の意見あり。
- ・ 外国人患者受入情報サイトでは、医療機関や地域の関係者向けに、セミナーの案内や自治体の取組事例等、外国人患者の受入環境整備に関する情報発信を行っている。
- ・ 訪日外国人受診者の医療費不払い防止を目的として、厚生労働省において、一定額以上の医療費不払いのある訪日外国人の情報を医療機関から収集し、出入国管理在留庁に共有。当該訪日外国人の再入国時の審査を厳格化している。

（3）質疑応答

<主な意見>

- ・ 通訳に関する資源が限られている病院もあり、外国人観光客の増加に伴い、外国人患者の受入のキャパシティを超えてしまうケースが生じている。
- ・ 医療機関の事務職員は、保険会社との折衝や外国人患者の家族との連絡に慣れておらず、現場での対応に苦慮している。
- ・ 医療機関において通訳の体制を一朝一夕に整えるのは困難。医療機関間の連携や対応を集約する仕組みを考えるべきではないか。
- ・ 訪日外国人が入院して帰国できない場合、病院が領事館を介して家族等に連絡をしているが、個々の病院における対応には限界があるため、領事館への連絡体制の整備について検討が必要ではないか。

- ・災害時の外国人患者への対応については、課題を抽出し、受入体制について協議をすることが必要ではないか。
- ・医療機関が外国人患者を受け入れるに当たり、医療機関向けの相談窓口があることは重要であることから、ワンストップ窓口の設置について検討が必要ではないか。